

# 「客引き」について ご存知ですか？



## 大阪府迷惑防止条例で禁止されている行為

- 1 客引き  
不特定の通行人の中から特定の人を選び、客となるよう誘い込むこと
- 2 勧誘（スカウト）  
不特定の通行人の中から特定の人を選び、従業員となるよう誘い込むこと
- 3 誘引  
不特定の通行人に対し、客や従業員となるよう誘いかけること
- 4 客待ち  
「客引き、勧誘、誘引」をする目的で、相手方となるべき人を待つこと



「客引き」や「勧誘（スカウト）」については、ご存知の方は多いと思いますが・・・

### 誘引とは

- ・ 人に呼びかける
- ・ ビラ、パンフレット  
その他の物品を配布したり、提示すること

### 客待ちとは

- ・ たたずんだり、うろついたり、数人でたむろして、通行人等を待つこと
- ・ 近くにいる通行人等を物色すること

- ① 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業（ファッションヘルス店等）
- ② 接待をして飲食をさせる営業（キャバクラ、ホストクラブ等）
- ③ 異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して、酒類を提供し飲食をさせる行為を提供する営業（ガールズバー、スナック等）
- ④ 深夜（午後10時～翌午前6時）において専ら異性の身体に接触して行う役務を提供する営業（深夜マッサージ店等）

①～③の営業では「客引き、勧誘、誘引、客待ち」が  
④の営業では、「客引き、誘引、客待ち」が

**禁止**

です！



大阪府警察